

定款の一部変更の件

2020年4月17日

一般社団法人金融先物取引業協会

1. 規則制定の目的等

(1) 定款の定義変更について

2019年5月に情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月7日法律第28号）が成立し、本年5月1日に施行されました。

当該法律では、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置が図れました。このうち、当該法律による金融商品取引法の一部改正によって、新たに金融商品取引法の規制の対象とされた暗号資産を用いたデリバティブ取引が本協会の自主規制の対象に含まれないことを明確化するために、本協会定款の定義について変更することとします。

(2) 定款の資格の喪失の変更について

2019年8月9日付で金融庁より金融商品取引法の登録取消処分を受けた証券会社は、本協会定款第18条第8号に規定する「登録の取消処分を受けたとき」に該当し、直ちに会員の資格を喪失することとなりました。

その結果、本協会定款第4条(7)に規定する外務員の登録事務及び、同第14条に規定する資料の提出等を求めることが出来ませんでした。

こうしたことから、金融庁の要請もあり、本協会は、投資家保護の観点から、顧客取引を結了し、顧客の財産を返還する目的の範囲内においては、なお本協会会員とし、適正かつ円滑な運営を確保するよう監督するため変更を行うこととします。

2. 方法等

「一般社団法人金融先物取引業協会定款」の第2条の2（定義）及び第18条（資格の喪失）を変更します。

3. 規則案の説明

「一般社団法人金融先物取引業協会定款」の一部変更案参照。

4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
2020年4月17日	業務部会了承	
	パブリックコメント募集の開始	約1か月
5月18日	業務部会報告	
5月29日	理事会付議案件の審議	
6月19日	通常総会付議案件の決議	
7月1日	施行	

5. 意見等の募集について

一部変更案については、投資者保護等に関係する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

一部変更案を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2020年4月17日から2020年5月15日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度業務部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、業務部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組状況の確認等

特になし

7. その他

特になし

以上